

事務総局会議（第20回）議事録

日時	平成30年7月17日（火）午後2時00分～午後2時27分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<p>1 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 中村総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催について 堀田人事局長説明（資料第2）</p> <p>3 司法修習生採用選考審査基準について 堀田人事局長説明（資料第3）</p> <p>4 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第4）</p> <p>5 経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について 笠井経理局長説明（資料第5）</p> <p>6 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（相続法改正）並びに法務局における遺言書の保管等に関する法律の成立について 村田家庭局長説明</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 3, 6</p> <p>◎ 了承 1, 2, 4, 5</p>
記入欄	秘書課長 徳岡 治

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領（案）

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年9月28日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日)＼時間	10:00 ～ 12:15	12:15 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	協議終了後
28日 (金)	事務総長挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会

事務総局会議資料 第2
(7月7日開催)

(平成30.7.17 人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年10月10日（水）及び11日（木）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について
 (2) その他
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補
 佐のうちいずれか1人

合計 16人

事務総局会議資料 第3
(7月17日開催)

(平成30. 7. 17人事局)

司法修習生採用選考審査基準

<資料目録>

- 1 司法修習生採用選考審査基準案

司法修習生採用選考審査基準

平成30年7月18日 最高裁判所

司法修習生の採用選考における審査基準を下記のとおりとする。

記

- 1 次に掲げる者から司法修習生採用選考の申込みがあった場合には、2に該当するときを除き、司法修習生として採用する。
 - (1) 司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者
 - (2) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号。以下「改正法」という。）による改正前の司法試験法の規定による司法試験の第二次試験又は改正法附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者
 - (3) 高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者
 - (4) 司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する銓衡委員会の銓衡を経た者
- 2 司法修習生採用選考申込者に次に掲げる事由があると認めるときは、これを不採用とする。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 心身の故障により修習をすることが困難である者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 成年被後見人又は被保佐人
 - エ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第2項の規定により被保佐人とみなされる準禁治産者以外の準禁治産者
 - オ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - カ 品位を辱める行状により、司法修習生たるに適しない者
 - キ ア又はカに準ずる事由がある者

- (2) 司法修習生であった者が、次のいずれかに該当すること。
- ア 成績不良（裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条第1項の試験の不合格を除く。）により修習をすることが困難である者
 - イ 修習の態度の著しい不良により、司法修習生たるに適しない者
 - ウ 裁判所法第67条第1項の試験に連続して3回合格しなかった者（再度司法試験法による司法試験に合格した者を除く。）。ただし、病気その他やむを得ないと認められる事情により、裁判所法第67条第1項の試験の全部又は一部を受験することができなかった場合には、当該試験については、受験回数として数えないものとすることができる。
- エ ア又はイに準ずる事由がある者
- (3) 司法修習生採用選考要項において定める手続を遵守しなかったこと。

事務総局会議資料 第4
(7月17日開催)

(平成30. 7. 17 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 平成30年9月12日（水）及び13日（木）
- 3 場 所 最高裁判所
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出 席 者 各高等裁判所事務局次長 8人

事務総局会議資料 第5
(7月(7日開催))

(平成30. 7. 17 経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
2 期 日 平成30年10月10日（水）及び11日（木）
3 場 所 最高裁判所
4 協議事項 (1) 平成30年度予算の執行状況について
 (2) その他経理行政事務全般の連絡協議
5 出 席 者 各高等裁判所事務局の会計課長及び会計課企画官、会計課課長補
 佐又は会計課専門官のうちいずれか1人 合計 16人